

# 利府町通学路交通安全・防犯プログラム

～通学路の安全確保に関する取組み方針～

令和3年4月

利府町通学路等安全対策推進会議

## 1 目的

全国で相次ぐ登下校中の事故、事件を受け、点検等による通学路の安全確保に向けた取り組みを実施することを目的とします。関係機関が連携し、通学路の継続的な安全確保や防犯対策を実施します。

## 2 取り組み方針

### (1) 合同点検の実施

#### ① 合同点検の体制

町内の全小中学校のPTA

放課後児童クラブ受託者

宮城県塩釜警察署

宮城県仙台土木事務所

教育部、都市開発部、総務部、保健福祉部

#### ② 実施時期

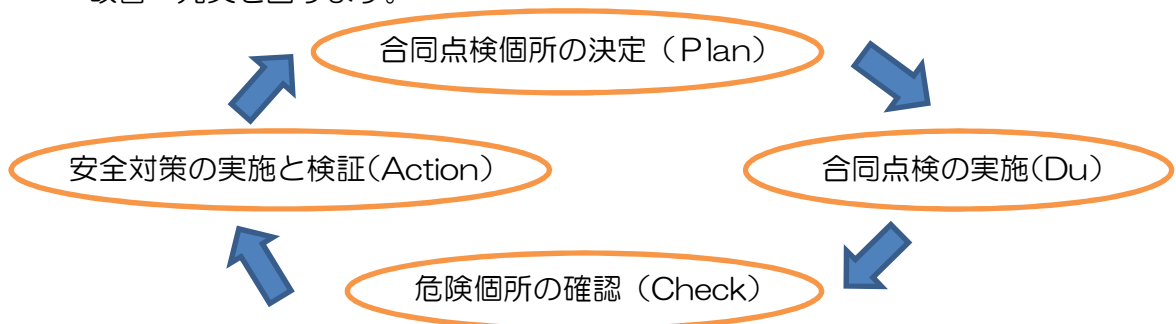
7月または8月の開催とするが、必要に応じ冬季等においても実施するものとします。

#### ③ 点検結果の作成

点検結果は図面等を添付の上作成し、町長及び教育長に提出します。

#### ④ PDCAサイクルによる安全性の向上

合同点検は、計画、実施、確認、検証のサイクルのもと実施し、安全対策の改善・充実を図ります。



### (2) スクールガードリーダーによる見守りと通学路点検

スクールガードリーダーは、日常적인見守り、通学指導のほか、不審者情報に対応し、見回りを実施します。また、様々な天候等に合わせ、通学路の状況を確認

認し、異常等があった場合は、教育総務課に速やかに報告するものとします。

### (3) 学校による通学路の点検

学校は、毎年度通学路の点検を行い、必要に応じ通学路の変更を行うものとします。

### (4) その他の点検

必要に応じ、それぞれの施設、機関が点検を実施し、異常等があった場合は、情報を共有します。

## 3 点検結果等の公表等

合同点検の結果は、図面、対策の方針等とともに関係機関で情報の共有を行い、安全対策の向上に努めます。また、結果への対応策については町長及び教育長に提出し、公表するものとします。

## 4 その他の対策

### (1) 不審者情報の共有と迅速な対応

不審者情報は関係機関で共有し、それぞれの機関において迅速に対応します。

### (2) 地域の多様な担い手による見守りの実施

- ① 防犯ボランティアの育成と支援
- ② 子ども110番の家、車の確保と研修等の実施

### (3) 児童生徒への指導の実施

- ① 学校による発達段階に応じた防犯教育の実施
- ② 児童クラブ支援員、スクールガードリーダー、地域の方々による日常的な指導の実施

## 5 プログラムの進捗管理

本プログラムの進捗管理は、利府町通学路等安全対策推進会議により行います。

## 6 プログラムの検証

本プログラムは、利府町通学路等安全対策推進会議によって検証を行い、改正等を実施するものとします。